

## 静岡市立清水病院運営会議要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、静岡市立清水病院の効率的で円滑な運営を図るため、静岡市立清水病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 運営会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院運営の方針に係る事項の検討及び確認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、静岡市立清水病院の運営に関し市長が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 運営会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は保健福祉長寿局清水病院病院長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、運営会議の会務を総理し、運営会議を代表する。

- 2 会長は、運営会議の議長となる。

### (会議)

第5条 運営会議は、会長が招集する。

- 2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 運営会議の庶務は、保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、会長が運営会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
保健福祉長寿局清水病院病院参与
保健福祉長寿局清水病院副病院長
保健福祉長寿局清水病院診療部長
保健福祉長寿局清水病院看護部長
保健福祉長寿局清水病院薬剤部長
保健福祉長寿局清水病院医療技術部長
保健福祉長寿局清水病院事務局長
保健福祉長寿局清水病院診療部呼吸器センター呼吸器内科長
保健福祉長寿局清水病院診療部呼吸器センター呼吸器外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部血液内科長
保健福祉長寿局清水病院診療部神経内科長
保健福祉長寿局清水病院診療部消化器外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部消化器内科長
保健福祉長寿局清水病院診療部小児科長
保健福祉長寿局清水病院診療部外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部血管外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部整形外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部脳神経外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部皮膚科長
保健福祉長寿局清水病院診療部産婦人科長
保健福祉長寿局清水病院診療部眼科長
保健福祉長寿局清水病院診療部リハビリテーション科長
保健福祉長寿局清水病院診療部放射線治療科長
保健福祉長寿局清水病院診療部麻酔科長
保健福祉長寿局清水病院診療部歯科口腔外科長
保健福祉長寿局清水病院診療部救急センター科長
保健福祉長寿局清水病院診療部集中治療室長
保健福祉長寿局清水病院診療部市民健診センター科長

保健福祉長寿局清水病院看護部管理看護科長
保健福祉長寿局清水病院看護部外来看護科長
保健福祉長寿局清水病院看護部病棟看護科長
保健福祉長寿局水病院医療技術部検査技術科長
保健福祉長寿局清水病院医療技術部リハビリテーション技術科長
保健福祉長寿局清水病院医療技術部臨床工学科長
保健福祉長寿局清水病院医療技術部栄養科長
保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課長
保健福祉長寿局清水病院事務局病院施設課長
保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長